

沖縄県立八重山病院清掃等業務委託契約書(案)

沖縄県立八重山病院院長 篠崎 裕子(以下「甲」という。)と、_____ (以下「乙」という。)とは、甲が占有管理する沖縄県立八重山病院の建物及び敷地内の清掃について、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、次のとおり委託契約を締結する。

(法令の遵守)

第1条 乙は、本契約の履行にあたり、労働基準法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(委託業務)

第2条 甲は沖縄県立八重山病院(以下「病院」という。)の清掃業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 良質な医療関連サービスの提供を担保するため、乙は甲に対して一般財団法人医療関連サービス振興会の発行する「医療関連サービスマーク認定証書」の写しを提出するものとする。

(作業実施等)

第3条 乙は甲の指示に従い、かつ別紙仕様書(清掃作業仕様書)に基づき清掃業務を実施するものとする。

2 仕様書に明記されていない事項については、甲、乙協議のうえこれを定める。

(委託期間)

第4条 この契約による委託期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(委託金額)

第5条 この契約に基づく清掃業務等の委託料は年額_____円(うち取引に係る消費税額_____円)とし、毎月支払いの額は別紙の通りとする。

(注)「取引に係る消費税」は消費税法第28条第1項及び第29条の規程に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 乙は、委託料の支払いを受けるため、毎月業務完了後の翌7日までに請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、請求書を受理したときは、30日以内に乙の指定銀行口座へ振り込むものとする。但し、委託期間が1ヶ月に満たない場合は、当該月の委託料は日割り計算するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 甲はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は再委託してはならない。

(負担区分)

第7条 清掃に使用する器具及び材料(器具機械・チリ袋・洗剤・モップ等)は全て乙の負担とする。

2 甲は清掃に要する用水、電力等は無償で乙に提供するものとする。

3 病院内各トイレで使用するトイレトペーパーは原則甲で負担し、乙は、利用者に不便を及ぼさないよう巡回補給するものとする。

(注意義務)

第8条 乙は、善良な管理者の注意をもって業務を行うものとする。

2 乙は、甲の許可無く清掃箇所以外の室に従業員を立ち入らせてはならない。

3 清掃作業中、乙は甲の執務の妨げにならないよう留意し、甲の指示に従うものとする。

(業務報告書)

第9条 乙は、業務管理日報、業務管理月報及び月間作業予定表を提出し、甲が常に清掃状況を把握できるように努めること。また、月報提出の際は、当該月における清掃員の日々の出退勤状況が確認できるものを添付しなければならない。

2 乙は清掃状況を定期的に自主点検し、その検査結果及び改善状況報告書を提出し、甲が常に清掃状況を把握できるように努めること。

(乙の守るべき事項)

第10条 乙の清掃作業員は、一見して清掃作業員であることが判断できるように一定の制服と名刺を着用しなければならない。

2 乙は清掃作業員の身元、風紀、衛生及び作業規律の維持に関し、一切の責任を負い、甲が適当で無いと認めた清掃作業員を清掃業務に従事させてはならない。

3 乙は甲に対して、予め清掃作業員の登録をなし、これ以外の清掃作業員を業務に従事させてはならない。

4 鍵の受け渡しについては、甲の指示に従い、その責任を明らかにしなければならない。

(委託金額の変更等)

第11条 一般経済事情の変動等に基づく価格等の変動により作業用材料等に増減を生じても、当初の委託金額又は作業内容を変更することはできない。但し、予期することのできない異常の事情が発生したための経済情勢の激変等により委託金額が著しく不相当であると認められるに至った時は、甲、乙協議のうえ、委託金額又は作業内容を変更することができる。

(賠償責任)

第12条 乙は、乙の従業員が清掃作業中、過失により器物の滅失若しくは破損し、又は甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。但し、乙の責めに帰することができない事由による場合には、この限りではない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された場合においても同様とする。

2 個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(契約の解除権)

第14条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解除しようとするときは、3ヶ月前に相手方に書面でもって通知するものとする。

2 甲は次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が行政上の処分を受けたとき。
- (3) 乙の業務処理が不相当であると認められたとき。
- (4) 乙がこの契約を履行できないとき。
- (5) 次の各号に該当するとき
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員（準構成員を含む）
 - ウ. 暴力団関係企業
 - エ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
 - オ. その他前各号に準じる者

3 前項第1号の規程により、本契約が解除されたときは、乙の委託金額の100分の10を金額から違約金として甲に支払うものとする。

4 前項第2号から第5号の規程により、本契約を解除されたときは、乙は甲にその損害賠償を請求することはできない。

5 本契約の契約開始日が属す年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責務を負わない。

(暴風時の業務遂行)

第15条 甲は、暴風警報発令により業務停止命令が発せられた後も引き続き業務を遂行する必要があると認められる場合には、乙に対して業務を遂行させることができるものとする。

(契約の定めのない事項)

第16条 この契約に定めのない事項乙は契約事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める

ものとする。

第 17 条 本契約の締結を証するため、本契約書 2 通作成し甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

甲 石垣市真栄里 5 8 4 - 1
沖縄県立八重山病院
院長 篠崎 裕子

乙